

ID: 440

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一時安置室に埋蔵されている焼骨の改葬の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則 第22条第1項		
例 規 番 号	令和3年規則第85号		
【根拠条文】 (改葬の許可) 第22条 使用者が条例第31条第2項の規定による改葬をしようとするときは、改葬許可申請書により市長に申請し、許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、改葬許可書を申請者に交付するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日